

ID: 102

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	受給者証の再交付		
例規名 根拠条項	村田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例施行規則 第11条		
例規番号	平成16年規則第18号		
【基準】 第11条の規定による。 (受給者証の再交付) 第11条 受給者は、受給者証を破損し又は亡失したことにより受給者証の再交付を受けようとするときは、母子・父子家庭医療費受給者証再交付申請書(様式第9号)により町長に申請するものとする。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日